

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者の状況（令和3年度）

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分の事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号						
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号			30		30	
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号						
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項						
合計				30		30	
地公法第28条第4項により失職した者							
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							

② 懲戒処分者の状況（令和3年度）

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分の事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号		1	1		2	9
合計			1	1		2	10